

個人情報保護制度の改正に伴う条例・規則等整備の概要

概要	現行	改正後
<p>①個人情報保護制度</p> <p>・個人情報の取扱いの根拠が個人情報保護条例から個人情報保護法となったことに伴い、同条例及び同条例施行規則の廃止並びに、個人情報保護法施行条例及び個人情報保護法施行細則の制定を行った。</p>	<p>個人情報保護条例 廃止済</p> <p>個人情報保護条例施行規則 廃止済</p>	<p>個人情報保護法 公布済</p> <p>個人情報保護法施行条例 制定済</p> <p>個人情報保護法施行細則 制定済</p>
<p>②個人情報保護審査会</p> <p>・設置の根拠が附属機関設置条例から行政不服審査法となり、組織及び運営等について規則ではなく条例で定めることとなったため、影響する条例及び規則の制定、改正、廃止を行った</p>	<p>【設置】 附属機関設置条例 改正済</p> <p>【組織・運営等】 個人情報保護審査会規則 廃止済</p>	<p>【設置】 行政不服審査法 対応なし</p> <p>【組織・運営等】 個人情報保護審査会条例 制定済</p>
<p>③情報公開制度</p> <p>・個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求との整合性を図るため、情報公開条例及び同条例施行規則について所要の改正を行った。</p>	<p>情報公開条例 改正済</p> <p>情報公開条例施行規則 改正済</p>	
<p>④情報公開審査会</p> <p>・個人情報保護審査会の組織及び運営等について個人情報保護審査会条例が制定されることに伴い、同条例との整合性を図るため、必要な改正を行った。</p>	<p>【設置】 附属機関設置条例 対応なし</p> <p>【組織・運営等】 情報公開審査会規則 改正済</p>	
<p>⑤情報公開・個人情報保護審議会</p> <p>・諮問の根拠が個人情報保護条例から個人情報保護法施行条例となることに伴い、必要な改正を行った。</p>	<p>【設置】 附属機関設置条例 改正済</p> <p>【組織・運営等】 情報公開・個人情報保護審議会規則 改正済</p>	